

練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領

平成20年3月11日
19練福障第11165号

(趣旨)

第1条 この要領は、練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号。以下「要綱」という。）に規定する事業の円滑な実施を図るため、要綱第4章第1節の日常生活用具給付事業、同章第2節の住宅設備改善給付事業、第5章第1節の移動支援事業および第7章第5節の日中一時支援事業（以下「事業等」という。）を実施する事業者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(事業者登録)

第2条 区長は、事業等の事業者の登録申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは登録を行うものとする。

2 前項の規定は、移動支援事業および日中一時支援事業（以下「移動支援事業等」という。）については、登録申請事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条に規定する事業者指定（以下「指定事業者」という。）を受けた後、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第155号）を満たし、または練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月練馬区規則第36号）により基準該当事業所登録（以下「基準該当事業所」という。）を受け、当該基準に従って移動支援事業等を継続的に運営することができるものと認める場合に登録を行うものとする。

3 区長は、登録が適当と認められないときは、登録をしないことができる。

4 区長は、つぎに掲げる団体について、登録を行わないものとする。

(1) 暴力団（練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者があるもの

5 住宅設備改善給付事業の申請については、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士または福祉住環境コーディネーター1級もしくは2級のいずれかの資格を有している者が現地に立会いまたは従事することができる事業者に限るものとする。移動支援事業等の申請については、指定事業者、基準該当事業者の基準を満たしている者に限るものとし、事業所ごとに行うものとする。

6 移動支援事業を提供する事業所の従事者の資格要件は、練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱（平成20年7月31日20練福障第10330号）第4条第2項および第5条第2項の規定による。

(登録申請)

第3条 事業者の登録を受けようとする者は、地域生活支援事業者登録申請書（第1号様式

または第2号様式)につぎに掲げる事業ごとにつぎの事項を記載した書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業
 - ア 現在事項証明書
 - イ 社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士または福祉住環境コーディネーター1級もしくは2級の資格の取得が確認できる書類(住宅設備改善給付事業のみ)
 - ウ その他区長が登録に関し必要と認める書類
- (2) 移動支援事業等
 - ア 運営規程
 - イ 事業所の利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - ウ 事業所の当該申請に係る事業等に従事する者の勤務体制および勤務形態
 - エ 事業所の平面図および設備概要(日中一時支援事業のみ)
 - オ 従事者の資格の取得が確認できる書類
 - カ 都道府県知事等が指定した指定障害福祉サービス事業者または練馬区が登録した基準該当障害福祉サービス事業者である証書(指定通知書等)
 - キ その他区長が登録に関し必要と認める書類

(登録通知)

第4条 区長は、第2条の規定に基づき事業者の登録をしたときは、地域生活支援事業者登録通知書(第3号様式)により当該登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、第2条第3項の規定により登録をしないときは、地域生活支援事業者登録却下通知書(第4号様式)にその理由を示して、登録申請を行った事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、地域生活支援事業者登録変更届出書(第5号または6号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止し、休止し、または再開したときは、地域生活支援事業廃止等届出書(第7号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

(登録辞退)

第6条 登録事業者は、3月以上の予告期間を設けて、地域生活支援事業者登録辞届出書(第8号様式)を区長に届け出ることにより、登録を辞退することができる。

(登録取消し)

第7条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業等に係る費用の請求に関し不正があったとき。
- (2) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第2条第2項に規定する基準を満たさなくなったとき。

- (4) 要綱第114条に規定する報告を拒み、妨げ、または忌避したとき。
- (5) 登録を辞退する旨の申出があったとき。
- (6) 練馬区地域生活支援事業実施事業者の登録を受けた事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、暴力団または暴力団関係者に該当するに至ったとき。

(情報提供)

第8条 区長は、登録事業者に係る情報のうち、つぎに掲げる事項を事業等のサービスを受けようとする障害者等または障害児の保護者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 取り扱う用品およびサービスの種類
- (3) その他区長が必要と認める事項

2 区長は、移動支援事業等の登録事業者に係る情報のうち、つぎに掲げる事項（第5条に規定する変更届出等にかかわる事項を含む。）を東京都知事に提供するものとする。

- (1) 事業者の名称ならびに代表者氏名および住所
- (2) 事業所の名称および所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他区長が必要と認める事項

(登録有効期間)

第9条 第2条の規定による登録の有効期間は、6年以内とし、更新することができるものとする。

2 日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業を実施する事業者の登録に係る前項の有効期間は、登録がされた日（登録が更新された日を含む。）を始期とし、令和5年を初年とする同年以後の6年ごとの各年の3月31日を終期とする。

3 移動支援事業等を実施する事業者の登録に係る第1項の有効期間は、登録がされた日（登録が更新された日を含む。）を始期とし、令和8年を初年とする同年以後の6年ごとの各年の3月31日を終期とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において、現に練馬区との契約で地域生活支援事業を実施している事業者については、第2条に掲げる基準に関わらず、当分の間、登録することができるものとする。

3 この要領の施行の日以後、初めて登録したものの有効期間は、第9条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

付 則（平成23年2月28日22練福障第10781号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年9月30日25練福障第10546号）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月13日26練福障第11284号）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領の様式による用紙で現に現存するものは、所要の改正を加えてなお使用することができる。

付 則（平成28年10月26日28練福障第10770号）

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

付 則（平成29年3月28日28練福障第11491号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日2練福障第2269号）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月21日4練福障第10675号）

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

（移動支援事業等の事業者の登録有効期間）

2 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、移動支援事業等を実施する事業者の登録の有効期間については、第9条第1項中「6年」とあるのは「3年」と、同条第3項中「令和8年を初年とする同年以後の6年ごとの各年の3月31日」とあるのは「令和8年3月31日」とする。

（準備行為）

3 改正後の第9条の有効期間による登録または登録の更新に関し必要な行為は、この要領の施行の日前においても、することができる。